

卒業の認定に関する方針

〈衛生専門課程 美容学科〉

本校では、学則第19条並びに卒業認定基準細目により規定されている教務会議等の審議を経て校長が認定する。

本校の教育理念である美容に関する知識技能を習得し、教養品位の有る有能な美容師を養成するべく、学業成績、実習成績、素行及び出席状況等を総合考査し、卒業を認定する。

学則第19条 本校の全課程終了の認定は、学業成績、実習成績、素行及び出席状況を総合考査して行う。(卒業認定基準の細目は別に定める)